

令和6年度からの指定管理者候補者

No.4

施 設 名		美唄市リサイクルセンター	
施設所管課		市民部生活環境課	
選定方法	選定区分	公 募	
	根拠条例	条例第2条	
指 定 期 間		令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	
指定管理者候補者 （所在地）		公益社団法人 美唄市シルバー人材センター （美唄市西4条南1丁目3番24号）	
美唄市リサイクルセンターは、平成19年度から指定管理を導入した施設で、今回6回目の公募。 応募は、公益社団法人美唄市シルバー人材センターの1団体であった。 ○選定理由 書類審査及び聴き取り調査を行い、公募の選定基準に従い選定委員6名が評価採点を行った結果、評価平均点70.2点（100点満点）で、評価基準点を上回った。 公益社団法人美唄市シルバー人材センターは、現在の指定管理者であり、リサイクルセンター開設以来、施設の維持管理業務に携わっており、経験や実績においては十分に有している。 会員は、すべて市内居住者を雇用しており、地域に大きく貢献している。 また、長年培ったノウハウや経験が反映される作業実施と施設内の清掃、環境美化、親切な対応に取り組む計画となっている。 専門性の高い施設であり、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。			
選定基準（評価項目）		評価点の配点	評価平均点
			(候補者) 公益社団法人 美唄市シルバー 人材センター
1 市民の平等な利用が確保されること		10点	6.9 点
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。		30点	20.6 点
3 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。		30点	21.4 点
4 収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること。		20点	14.0 点
5 その他市長等が別に定める事項(地元雇用・地域活動等)		10点	7.3 点
合 計 ※評価基準点60点		100点	70.2 点